

橘湾沿岸海岸保全基本計画

～白砂青松の渚～



南島原市 加津佐漁港海岸

令和4年12月

長 崎 県

はじめに

長崎県南部に位置する橘湾は、雲仙火山活動により生じた千々石カルデラと呼ばれる大陥没地であり、長崎半島から島原半島へ続く海岸線は比較的単調である。

本沿岸域は、長崎半島部は岩石海岸で急崖となっており、長崎市脇岬や長崎市茂木等の港町、長崎市網場や諫早市有喜等の漁港等が点在しているのみである。

島原半島部は、雲仙岳を中心とする雲仙天草国立公園にあり、海岸線沿いの小浜は、海に近い温泉として、古くから観光客、湯治客を集める観光地である。

本沿岸域の特徴は、白砂青松百選に選ばれた雲仙市の千々石海岸、南島原市の野田浜等、白砂青松の海岸が多く存在することである。

本資料は、これら橘湾沿岸の特性を踏まえ、国が定める「海岸保全基本方針」に沿って、「防護」「環境」「利用」が調和した海岸づくりを目指し、海岸保全を実施していく上で基本となる「橘湾沿岸海岸保全基本計画」を策定したものである。

目 次

第Ⅰ章 海岸の保全に関する基本理念	1
1. 基本理念	2
第Ⅱ章 海岸の保全に関する基本的な事項	3
1. 海岸保全基本計画を策定する範囲に関する事項	3
2. 海岸の現況	4
2.1 自然環境	4
2.2 海岸と人との関わり	6
2.3 海岸整備の状況	11
2.4 海岸の現況特性の総括	14
3. 海岸の防護に関する事項	15
3.1 防護の目標	15
3.2 防護に関する施策	15
4. 海岸環境の整備及び保全に関する事項	17
4.1 海岸環境の整備及び保全に関する施策	17
5. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	18
5.1 海岸における公衆の適正な利用に関する施策	18
第Ⅲ章 海岸保全施設の整備に関する事項	19
1. ブロック毎の特性の明確化と保全の方向性	19
1.1 海岸のブロック区分	19
1.2 ブロック特性の評価と海岸保全に対する考え方	21
2. 海岸保全施設を整備しようとする区域	25
3. 海岸保全施設の種類・規模及び配置	25
4. 海岸保全施設による受益の地域及びその現況	25
5. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法	25
第Ⅳ章 海岸保全に関するその他の重要事項	39
1. 関連計画との整合性の確保	39
2. 関係行政機関との連携調整	39
3. 地域住民の参画と情報公開	39
4. 調査研究の推進	40
5. 計画の見直し	40

第 I 章. 海岸の保全に関する基本理念

1. 基本理念

長崎県は、日本列島の最西端に位置し、北松浦半島、西彼杵半島、島原半島と五島列島、対馬島、壱岐島等大小 596 の島々等からなり、有明海、橘湾、対馬海峡、東シナ海等の海に四方を囲まれている。海岸線総延長は 4,178 km におよび我が国で第 2 位の長さを誇る海洋県である。

地形は、急峻な山地が海岸までせまり、平地が少ないため、海岸の背後には人口、資産、社会資本等が集積している。

各所に見られる入江は、天然の良港となり、古くから各地の港湾や漁港が交通の要所になっている。県内各地では多種多様な沿岸漁業や東シナ海を主な漁場とする沖合・遠洋漁業が盛んに行われている。また、大村湾や浅茅湾（対馬）の真珠、五島・壱岐・対馬沿岸、松浦沿岸をはじめとして各地におけるマダイ、ハマチ、フグなど養殖業が盛んで、我が国有数の漁業生産を誇っている。

本県の沿岸には、港湾や全国一の数を有する漁港が点在し、さらに、複雑な海岸線がつくる入江には大小さまざまな造船所がみられる。以上のように本県の沿岸は、生産・生活の場を各地で提供している。

一方、本県では、台風や冬季季節風等による高波被害を頻繁に受けている。また長崎港や有明海においては、地形特性により局部的に高潮被害が発生している。

多くの離島・半島からなる海岸は、複雑に入り込み、美しい景観を形成しており、西海国立公園、雲仙天草国立公園、壱岐対馬国定公園、玄海国定公園や 4 箇所の県立公園などに指定されている。その豊かな自然環境は人々の心を和ませ、県内外から多くの人々が訪れ、本県の重要な観光資源となっている。また、自然海岸が大半を占め、沿岸域には多くの魚類が生息する藻場が分布しており、貴重種であるカブトガニやアカウミガメなど多様な生物が生息・生育する貴重な場となっている。

古くは、平戸、五島列島、壱岐及び対馬などは、遣隋使、遣唐使や朝鮮通信使等の寄港地として、大陸との交流拠点となり、近世にあつては、平戸にポルトガル船が来航し、貿易とキリスト教の布教を行い、その後、長崎の出島において我が国唯一の貿易が認められ、大陸との架け橋としての役割を果たし、本県特有の歴史・文化を育んできた。また、多くの人々は海や海岸を海水浴場として利用しているほか、ペーロン大会・トライアスロンなどのイベント、ダイビング・ジェットスキーなどのマリンスポーツ、ブルーツーリズムなどの体験活動・学習活動等、人々の集い・憩いの場と考えている。

以上をふまえ本県における総合的な海岸保全に対し、より一層の安全確保と、良好な海岸環境の保全と整備、多様な海岸利用が適切に行われるよう、これからの海岸保全を進めるための基本理念を以下に示す。

基 本 理 念

『テーマ』

～ 四方しほうの海から人々をまもり 親しみある西海さいかいの海岸づくり ～

- ① 人々の生命と生活を守る海岸の整備
- ② 豊かな自然環境と共生する海岸の保全と整備
- ③ 憩い・交流の場としての海岸の実現

第Ⅱ章. 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸保全基本計画を策定する範囲に関する事項

海岸保全基本計画を策定する範囲は、海岸保全基本方針に基づき図-2.1及び表-2.1に示す長崎県の橘湾沿岸域（4市）とする。

橘湾沿岸の総延長は約164kmであり、その内海岸保全区域延長は約81km、その他（一般公共海岸等の延長）は約83kmである。海岸保全区域延長（要指定延長含む）の管理者別内訳は国土交通省44km（水管理・国土保全局31km、港湾局13km）、農林水産省約37km、（農村振興局約16km、水産庁約21km）となっている。

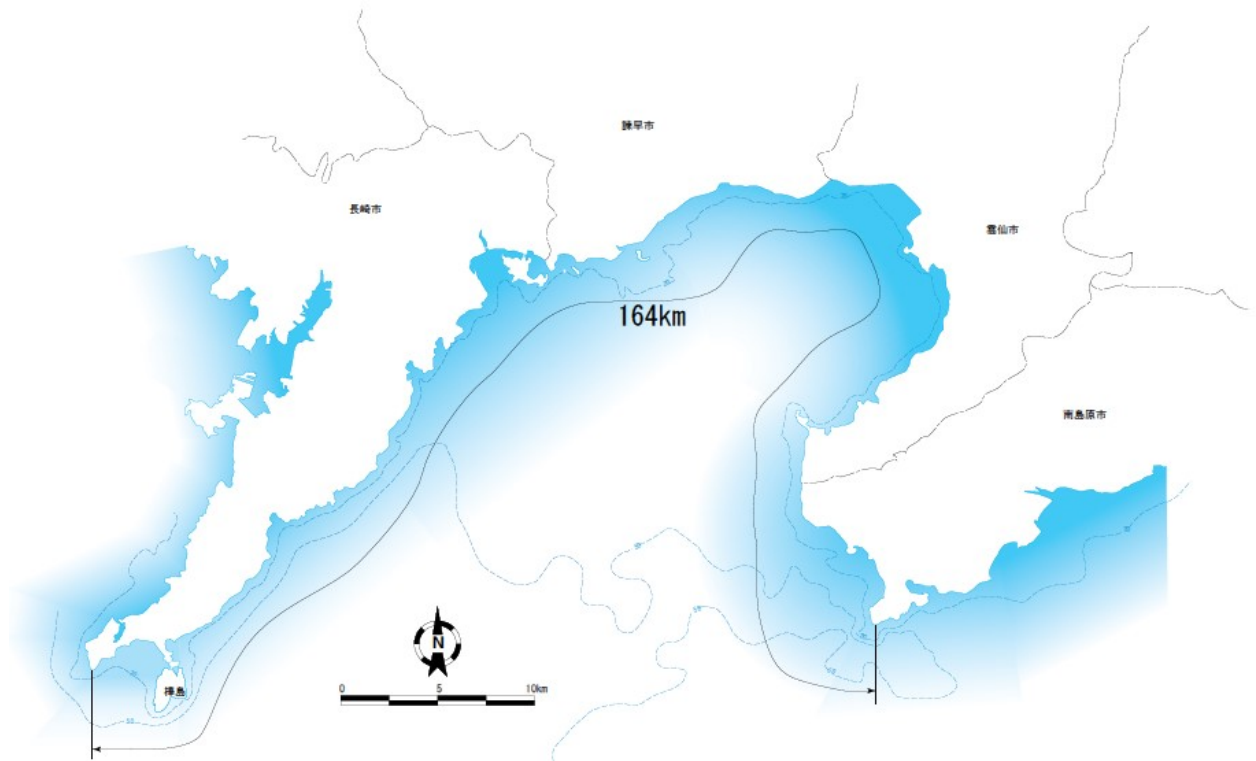


図-2.1 海岸保全基本計画を策定する範囲

表-2.1 関連市町村一覧

4市	市	諫早市、長崎市、雲仙市、南島原市
----	---	------------------

2. 海岸の現況

2.1 自然環境

(1) 地形・地質

野母半島は、長崎市（旧三和町）の蚊焼～為石を境に、北側は500m前後の比較的険しい地形、南側は200～300mの緩やかな地形をしている。海岸線はともに50～100mの断崖が続き、わずかに西側に傾いているように見える。

島原半島を南北に分割する千々石断層の延長部が、野母半島に沿って橘湾の海底を延びている。また背斜軸（褶曲地層の波の山部）も東海岸に近い部分を半島に平行に通っており、野母半島の東側の断崖は一種の断層崖である。

島原半島の中央部は、雲仙を挟んで北は千々石断層、南は金浜断層・布津断層に分断された地溝帯となっており、年間2～3mm程度沈降が推定されている。

南部は流動性に富む玄武岩からでき、一部は侵食に取り残されたメサ状の台地になっている。海岸線は変化に富み、海食崖・海食台・海岸段丘もみられ、また、半島南部では海岸砂丘も発達し、野田海岸の砂丘は砂嘴・陸けい島となっている。

(2) 気象・海象

橘湾沿岸は、西九州海洋型の気候区分となっており、冬季に温暖であり、年平均気温約16.4℃、年降水量約1,530mmとなっている。また、冬季の北風が卓越した地域であり、冬季の平均風速は5.5m/s程度である。

（出典：野母崎測候所資料；平成13～22年平均）

その他、当沿岸の潮位は、以下に示すとおりである。

表-2.2 橘湾沿岸の潮位

	既往最高潮位 H.H.W.L (T.P.+m)	朔望平均満潮位 H.W.L (T.P.+m)	朔望平均干潮位 L.W.L (T.P.+m)	潮位差 (m)
口之津 (口之津検潮所)	2.52 H24年9月	1.80 (H24～H28)	-1.57 (H24～H28)	3.37 (H24～H28)

（出典：気象台資料）

(3) 流入河川

橘湾沿岸海域には、18の二級河川が流入している。二級河川で代表的なものとしては、八郎川（長崎市）、千々石川（雲仙市）、堀川（南島原市）等がある。

(4) 水質

橘湾沿岸海域の水質は、水質汚濁の主要な指標であるCOD（化学的酸素要求量）でみると、定期的な観測が実施されている当沿岸海域の環境基準点8箇所（全てA類型）のうち、全ての箇所環境基準に適合している。（出典：平成27年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果）

また、当沿岸には水質測定を行っている海水浴場が4箇所あり、遊泳期間中の水

質は、判定 AA・・・2箇所、A・・・2箇所であり、良好な水質結果となっている。(出典：平成 29 年度海水浴場水質（遊泳前）調査結果について)

(5) 生物相

1) 植物

橘湾沿岸域に生息する貴重な植物として、野母半島東岸北部にハマナツメ（環境庁絶滅危惧ⅠB類）、東岸中央部にはオオクグ（同Ⅱ類）、東岸南部にハマビシ（同ⅠB類）が確認されている。

また、島原半島西岸南部ではチャボイ（同Ⅱ類）が確認されている。

その他、沿岸の殆どの範囲にガラモ場、アラメ場等の藻場が見られる。特に野母半島東岸には多く見られる。



オオクグ

2) 動物

橘湾沿岸域に生息する貴重な動物として、昆虫類は島原半島南部でヨドシロヘリハンミョウ（環境庁絶滅危惧Ⅱ類）、野母半島西部でタイワンツバメシジミ（同Ⅰ類）が確認されている。爬虫類は、アカウミガメ（同Ⅱ類）が南島原市口之津町白浜、南島原市加津佐町野田浜・土瀬戸浜、長崎市脇岬町等で産卵することがこれまで確認されている他、アオウミガメ（同Ⅱ類）が南島原市口之津町南西沖、長崎市野母町南西沖で回遊している。

鳥類は、島原半島西岸部でウミスズメ（同ⅠA類）、ハヤブサ、カンムリウミスズメ、トモエガモ（同Ⅱ類）が生息しており、トモエガモは湾奥部でも確認されている。

(6) 海岸景観

橘湾は、雲仙火山の活動に伴って形成された巨大なカルデラを中心とした円弧状の湾で、旧千々石町、旧愛野町、旧森山町の海岸には断崖絶壁が残り、当時の噴火口の名残をとどめており、東は島原半島、西は野母半島に挟まれ、東シナ海に大きく開き、比較的直線的な海岸線を成している。

島原半島の南部には対岸に天草を望む瀬詰崎と早崎瀬戸、野母半島の南端には野母崎や脇岬、樺島など独特の海岸景観を形成している。こうした地域では陸けい砂州などが



白砂青松の砂浜海岸
(千々石海岸:雲仙市)

多く見られる他、沿岸域には川原大池（潟湖）や脇岬北東海岸（ビーチロック）などの優れた自然景観が点在する。

なかでも千々石海岸や野田浜海岸、土瀬戸海岸などの砂浜と背後の松林が美しい海岸線と海食崖の続く景観が美しい湾であり、特に千々石海岸、野田浜海岸は日本白砂青松百選（昭和 62 年）、さらに千々石海岸は日本自然百選（昭和 58 年）にも選ばれている。

また、島原半島は雲仙岳を中心として雲仙天草国立公園に指定されており、橘湾沿岸の瀬詰崎や岩戸山、串崎、国崎半島、木津付近は島原半島県立公園に指定されている。

その他、橘湾全体がそうであるが、特に白砂青松の砂浜海岸は、東シナ海に沈む夕日に映え、美しい海岸景観を形成している。

2.2 海岸と人との関わり

(1) 人口

橘湾に接する市町村は 4 市あり、総人口は約 66 万人で、これは県全体の約 48%にあたる。そのうち、長崎市の 43.0 万人、諫早市の 13.8 万人が際だって多く、続いて南島原市 4.7 万人、雲仙市 4.4 万人と続いている。（出典：平成 27 年国勢調査）

市町村別の人口推移をみると、長崎市をはじめ 4 市ともに減少傾向にある。

(2) 産業

産業別就業者数は、第一次産業は雲仙市が 25%、南島原市が 23.9 %と県平均の 7.7 %と比べて高く、逆に長崎市、諫早市では 10%未満と県平均よりも低い値を示している。全産業に占める漁業人口の割合は、南島原市が 1.4%と高く、それ以外の市では 1.0%未満の数値を示している。

第二次産業は、19%～23%と県平均の 20.1%と同程度の値を示している。

第三次産業は人口の多い長崎市や諫早市で 70%を越える高い比率を示している。

この比率を沿岸全域における昭和 50 年から平成 27 年までの過去 40 年間の推移で見ると、第一次産業が 17.7%から 6.4%と 0.4 倍に減少し、第二次産業は 26.2%から 20.3%と 0.8 倍に減少、第三次産業は 55.4%から 73.3%と 1.3 倍の増加を示している。（出典：平成 27 年国勢調査）

(3) 漁業

橘湾沿岸には 9 箇所の第一種漁港、2 箇所の第二種漁港（有喜漁港、樺島漁港）が点在している。また、沿岸全域において漁業権が設定されている。

湾奥の小浜沖にはまき網漁業、湾中央部では小型底びき網漁業や、さわら流し網漁業が行われている。大型魚礁は島原半島及び野母半島の南端沖や湾中央部に設置され、牧島周辺では海域高度利用システム導入、地先型増殖場、種苗生産施設、茂木

港周辺では稚魚仔保育場が設けられ、沿岸北部ではタイやトラフグ等、沿岸東部ではハマチを中心に養殖業が営まれている。

なお、当沿岸域の漁港で、水揚量が多いのは、たちばな漁港（長崎市）、京泊漁港（雲仙市）、有喜漁港（諫早市）、千千石漁港（雲仙市）等である。



文化百選より

有喜漁港(諫早市)

(4) 交通

橘湾沿岸には5つの地方港湾があるが、定期航路が就航しているのは茂木港のみである。茂木港には天草下島の富岡港とを結ぶ高速船が就航しており長崎と天草を結ぶ観光ルートを形成している。

陸上交通は、長崎市から口之津方面へ国道251号、57号が整備されている他、長崎市中心部から放射状に走る国道324号や34号が一部沿岸域を通過している。



茂木港(長崎市)

(5) 歴史・文化

橘湾沿岸は、16世紀に入り戦国時代になると、有馬氏が島原半島に台頭した。この時代に南蛮船が来航するようになり、島原半島南端の口之津港は開港され、南蛮貿易の拠点となる。これによりキリスト教が普及したが、後のキリスト教禁教政策に続き、1614年の有馬氏の日向国延岡に転封により、キリスト教はさらに弾圧されることとなり、ついに1637年に島原の乱が発生した。今でも島原半島南部の橘湾沿岸には多くのキリシタン墓碑が残り、県指定文化財として指定されている。

1867年に大政奉還により幕藩体制は解体し、1871年の廃藩置県により島原藩は長崎県に統合された。

(6) 海洋性レクリエーション

橘湾沿岸の主要観光資源は、島原半島に、我が国最初の国立公園に指定された雲仙天草国立公園内にある雲仙岳や海岸線が織りなす自然(火山)景観と温泉地がある。

海洋性レクリエーションとしては、島原半島の西岸や野母崎周辺には砂浜が点在し、夏期は海水浴場として賑わっている。特に、脇岬海水浴場（長崎市；平成26年利用者数約4,700人）は日本の水浴場88選（平成13年）に、野田浜海水浴場（南島原市；平成27年利用者数1,774人）、千千石海岸（雲仙市；平成27年利用者数約1,300

人)は日本の白砂青松百選(昭和62年)に選定されるほど美しい砂浜であり、その他にも、前浜海水浴場(南島原市;平成27年利用者数約14,670人)や川原海水浴場(長崎市;平成26年利用者数約2,000人)等がある。

さらに、平成13年に「橘湾の恵まれた自然を背景に、「海」をテーマとする遊びと体験学習の拠点施設」として、長崎ペンギン水族館が橘湾海浜公園内に建設されている他、南島原市ではイルカウォッチングを行っており、早崎海峡から天草難にかけて海でゆうゆうと泳ぐイルカを船の上から見るができる。

その他、海と沿岸の人々との関わりを示す行事としては、野母半島各地でペーロン大会が開催されている他、小浜温泉湯祭り(雲仙市)、船祝い(長崎市)、野母浦まつり(長崎市)等も開催されている。

このように、本沿岸は長崎市、諫早市といった人口密集地帯を擁していることもあり、住民の身近なレジャースポットとして活用されている。



小浜温泉街(雲仙市)



協岬海水浴場(長崎市)



イルカウォッチング(南島原市)



船祝い(長崎市)

(7) 地域住民の活動

橘湾沿岸域においては、地域住民による海岸清掃、環境保全等のボランティア活動が行われている。

(8) 関連計画

関連計画としては、国が定めた「豊かな海辺の創造・海岸長期ビジョン」(平成7年;海岸長期ビジョン研究会)、「国土形成計画(海洋・海域の保全と利活用)」(平成27年)、「今後の海岸保全の基本的な考え方」提言(平成12年;今後の海岸のあり方検討委員会)等の方針・計画の他、長崎県及び沿岸の各自治体が、橘湾沿岸域の有効活用を目指した基本計画、総合計画を策定しており、雲仙市では「海岸・河川環境の整備」を諫早市では「漁港漁村整備事業の推進」を市づくりの施策や目標とし、それ以外にも様々な計画の主要施策に「海岸の利用・保全」、「水産資源の有効活用」等を挙げている。

表-2.3 主な関連計画

自治体名	計画名	基本理念、方針等	橘湾沿岸に関わる施策・目標等
長崎県	長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025	・人が活躍し支えあう ・産業が育ち活力を生む ・地域がつながり安心が広がる 人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり	・施策の1つの「災害に強く、命を守る強靱な地域づくり」のなかで、「地震、大雨、台風、高潮などの自然災害に備えた施設整備など防災対策の推進」とある。
	長崎県環境基本計画	海・山・人、未来につながる環境にやさしい長崎県	基本目標のひとつとして、「人と自然とが共生する快適な環境づくり」とあり、洪水や高潮による浸水被害を軽減するため、環境に配慮した工法を用いながら河川、海岸の整備を行います。とされている。
	長崎県離島振興計画	しまは日本の宝 明日につなぐしまづくり	施設のひとつとして「防災対策の推進」のなかに、「高潮・海岸浸食・津波に対しては、海岸保全施設の整備を推進するとともに、既存施設の適切な維持管理に努める」とある。
	島原地域半島振興計画	都市部住民に対する憩い・癒しの提供の場として、また、地域コミュニティに触れることなどを通じた人づくりの場として都市部との交流人口の拡大を推進する。	施策のひとつとして「災害防除のための国土保全施設等の整備」とあり、「高潮等の対策として、海岸保全施設の整備を推進する」とある。
	過疎地域自立促進方針	住民生活に必要な生活・産業基盤について整備を進めるとともに、産業の振興、交流・定住の促進、医療の確保、生活交通の確保や集落対策などのソフト事業について、創意工夫のある施策を展開することとし、特に「まち・ひと・しごと創生」のために必要な施策については、重点的に取組を進めていきます。	・農林水産業のなかで、「漁港整備や浜の環境整備等ハード・ソフト両面の施策に取り組んでいく。」とある。 ・生活環境の整備のなかで、「風水害に強い生活環境と豊かでうおいのある水辺づくりを推進し、河川・海岸に自然のふれあいの場を創造する」とある。
	水産業振興基本計画	多様な人材が活躍し、環境変化に強い持続可能な水産業と賑わいのある漁村づくり	基本目標として、主に、 ・環境変化に強く収益性の高い魅力ある漁業経営体の育成 ・資源管理の推進による水産資源の持続的な利用と漁場づくりとある。
	海岸漂着物対策推進計画	海岸漂着物の円滑な処理の推進、海岸漂着物の効果的な発生抑制、多様な主体の適切な役割分担と連携の確保	目標として、「海岸漂着物の円滑な処理」、「県民生活で生じる廃棄物の発生抑制」、「外国由来の海岸漂着物の削減」とある。
南島原市	南島原市総合計画	一人ひとりの「しあわせ」のためにみんなで進める まちづくり	・基本計画の水産業の振興のひとつの「生産基盤の整備」のなかに漁港施設及び海岸施設の整備と長寿命化を推進することを市の取り組みとしている。 ・基本計画の防災・減災対策の推進のひとつの「危険箇所対策の推進」のなかに海岸・漁港施設の整備を推進し、災害に強いまちづくりに努めることとしている。
雲仙市	雲仙市総合計画	豊かな大地・輝く海とふれあう人々で築くたくましい郷土	・政策のひとつの「災害に強い安心・安全なまちづくり」のなかに、自然災害に備えるため、海岸保全事業等進め、自然災害による被害の防止及び減災に努めるとある。 ・政策のひとつの「豊かな水産業の振興」のなかに、水産物の安定的な水揚げと漁業者が安全に漁業活動ができる基盤づくりとして、漁場の整備と漁港施設の適正管理を行うとある。
諫早市	諫早市総合計画	ひとが輝く創造都市・諫早～笑顔あふれる希望と安心のまち～	・施策のひとつの「3つの海が育てる水産業の振興」のなかに、「漁場造成改良・機能回復事業の推進」「漁港漁村整備事業の推進」とある。 ・施策のひとつの「総合的な防災体制の強化」のなかに、海岸保全推進とある。
長崎市	長崎市第4次総合計画	つながりと創造で新しい長崎へ	まちづくりの方針のひとつの「私たちは「活力に満ち、発展し続けるまち」をめざします」のなかに「水産業で長崎の強みを活かします」として水産基盤の総合的・計画的な整備を行うとある。

2.3 海岸整備の状況

(1) 既往災害と実態

1) 高 潮

橘湾は湾口が東シナ海に面しているため波が高く、越波、砂浜の侵食、変形の被害が発生している。大正3年8月の台風では橘湾沿岸で高潮の被害があったと記録されている。西彼杵沿岸では、昭和26年10月の台風第11号（マージ台風）が九州の中央を縦走し、県下のほぼ全域で高潮の被害を受けた。昭和26年10月の台風第15号（ルース台風）では県下全域が暴風雨によって大きな被害を受けた。その他、近年では昭和45年台風第9号、昭和51年台風第17号、昭和58年台風第10号、昭和59年台風第10号、平成3年台風19号などで高潮が発生している。この他、昭和49年の台風8号、昭和51年の台風9号、昭和55年7月1日の豪雨、昭和56年の台風18号等でも海岸施設等の被害、昭和62年台風12号では海岸背後の住宅、農地等に大きな被害を及ぼしている。

2) 高 波

長崎県で高波の被害を受けるのは、台風が九州の南西海上からまともに長崎県に襲来するか、または長崎県の西方海上を北上する場合である。昭和34年9月の台風第14号では島原半島の小浜付近一帯で高波の被害を受けた。

3) 侵 食

長崎県は台風の常襲地帯であり、また、当沿岸は湾口が東シナ海に面しており波が高いため、島原半島の西岸や野母崎周辺に点在する砂浜海岸の一部は侵食被害を受けてきた。侵食の著しい海岸においては、侵食対策が施されてきたが、現在、南島原市の早崎海岸（白浜地区）、長崎市の樺島海岸（美砂子地区）では侵食傾向が見られる。

(2) 海岸事業の変遷

橘湾沿岸における海岸事業は、昭和60年代初頭までは異常気象時の越波、侵食を防止するために護岸等の線的防護施設の建設が進められていた。しかし、線的防護では大型台風が発生する度に越波被害や護岸の流失等の被害が生じ、また、沿岸部の景観にも配慮して近年では離岸堤等を用いた面的防護施設による整備が行われるようになってきた。

海岸事業の整備状況を地域別にみると、野母半島南部では住居地前面では越波被害を防止するために消波工等の護岸整備を図る他、侵食の著しい海岸においては侵食防止のための護岸の整備を行ってきた。さらに海水浴場等の海浜を漂砂による流失から防護するために離岸堤を設置して海浜の安定を図っている。野母半島北部では海岸部まで民家が隣接していることから越波被害を防止するための護岸整備を行っている。さらに、近年は海洋性レクリエーション需要の増大に対

応し、親水性護岸等の整備も行っている。

(3) 海岸総延長の内訳

橋沿岸では総延長約 164km のうち約 89km が海岸保全区域に指定されており、そのなかで海岸保全施設の整備が行われている。海岸保全区域の管理区分を図—2.2（次頁参照）に示す。

表—2.4 橋湾沿岸海岸総延長の内訳

項 目		延長(km)
沿岸海岸総延長 (要保全海岸延長+その他海岸延長-二線堤延長)		164
要保全海岸延長		82 (1)
海岸保全区域延長		81 (1)
国土交通省	水管理・国土保全局	31 (0)
	港湾局	13 (0)
農林水産省	農村振興局	16 (0)
	水産庁	21 (1)
要指定延長		1
その他海岸延長（一般公共海岸を含む）		83

延長は海岸統計（長崎県；H28）より抜粋
（ ）の数値は二線堤延長を示す

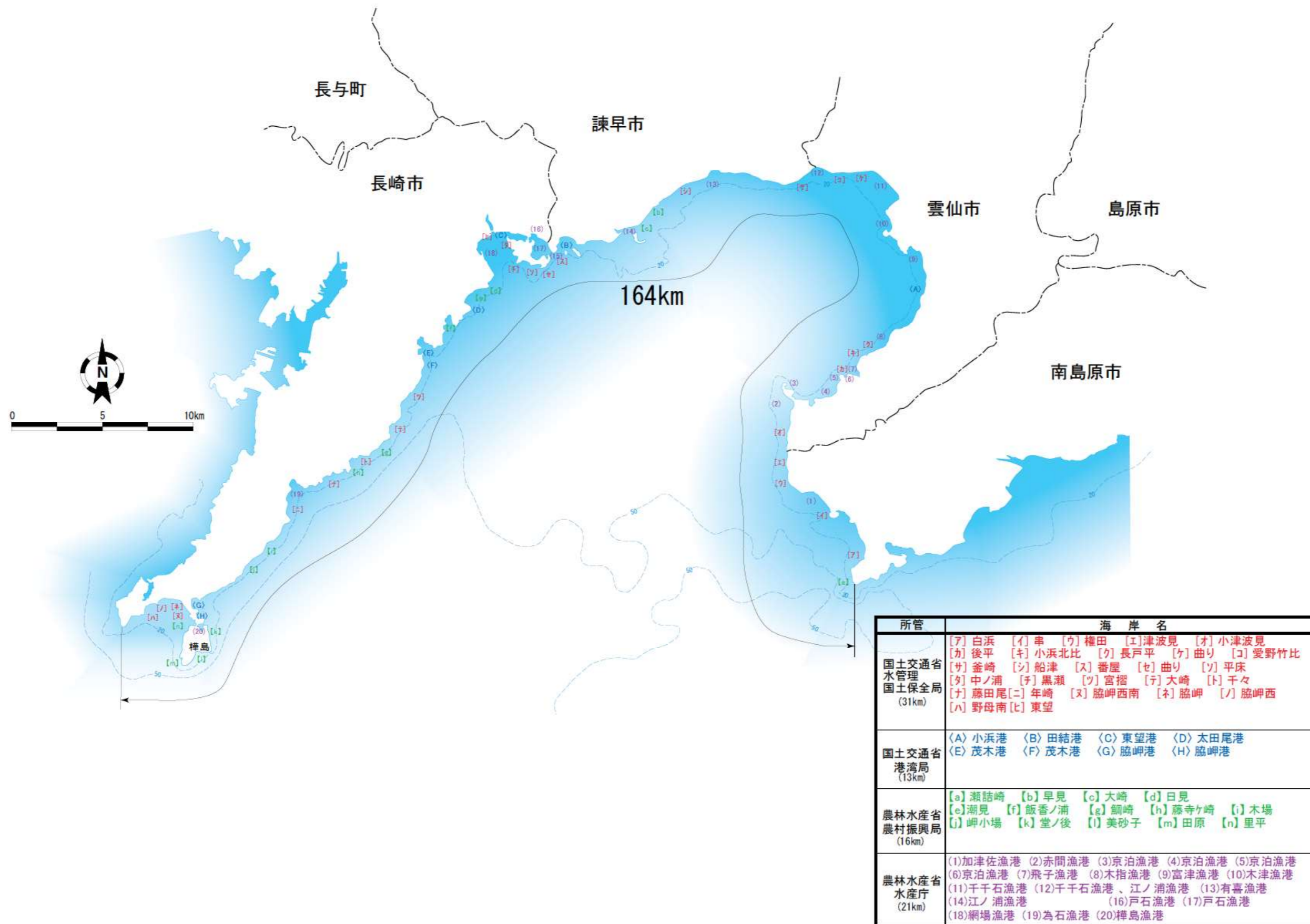


図-2.2 海岸保全区域位置図

※名称は地区名とし、港湾局所管については港湾名とした。
※各名称の「海岸」は省略した。

2.4 沿岸の現況特性の総括

橘湾沿岸の現況特性を「海岸の防護」「環境の整備と保全」「公衆の適正な利用」の3つの観点から整理すると、次のようにまとめられる。

(1) 海岸の防護に係る現況特性

橘湾沿岸は、国道57号・251号が海岸線を走る島原半島西部を除き、多くが急涯の山付となり、漁港が点在している。湾口が東シナ海に面しており、台風時は波が高く、高波による施設被害や越波による浸水被害が生じている。一方、千々石海岸や島原半島西南部の砂浜では、侵食被害が発生している。

(2) 環境の整備と保全に係る現況特性

橘湾沿岸の野母半島先端部や島原半島の西岸部には、県下有数の砂浜海岸があり、特に、雲仙市の千々石海岸、島原半島先端部南島原市の野田浜海岸は、ともに日本の白砂青松百選に選ばれた砂浜であり、美しい海岸景観を形成している。また、橘湾全体がそうであるが、特に白砂青松の砂浜海岸は、東シナ海に沈む夕日に映え、美しい海岸景観を形成している。

当沿岸の貴重な動植物として、野母半島先端部の砂浜にハマビシ等の希少な海浜性植物が植生している他、島原半島西岸部、野母半島先端部の砂浜ではアカウミガメが産卵することが確認されている。

その他、海岸保全施設の整備が行われていない山付海岸には、多くの自然や藻場が残されている。

(3) 公衆の適正な利用に係る現況特性

橘湾沿岸の野母半島や島原半島西岸部には砂浜が点在しており、これらを中心として海水浴場等の海洋性レクリエーションが活発に行われている。また、雲仙市には雲仙天草国立公園内にあり、海に隣接する温泉地として有数の観光地となっている。

本沿岸は、長崎市、諫早市の拠点都市を擁しており、住民の身近なレジャースポットとなっている。しかしながら、多くの区間は山付の地形をなしており、海岸へ近づきにくい箇所も多い。

その他、増殖場や魚礁なども多く設置され、漁業も盛んである。沿岸北部ではタイやトラフグ等、沿岸東部ではハマチを中心に養殖業も行われており、茂木港等は海上交通の拠点となっている。

3. 海岸の防護に関する事項

3.1 防護の目標

高潮に対しては、過去の台風等により発生した高潮の記録に基づく既往の最大潮位に、適切に推算した波浪の影響を加え、これらに対し高潮被害を受けないことを目標とする。

また、侵食に対しては、「現汀線の維持」を原則とするが、砂浜による消波機能を考慮した面的防護を必要とする場合や、侵食が著しく景観や海岸利用の復活を必要とする海岸は、「汀線の回復」を図ることとする。

橘湾沿岸における防護水準は、次表のとおりとする。

表-2.5 防護水準

市町名	旧市町名	防護水準		
		高潮・越波		侵食
		潮位 (設計高潮位)	波浪	
南島原市	口之津町	T. P. +2. 52m	適切に推算した 沖波推算値	現状の汀線維持を 原則とし、必要に応 じて汀線の回復
	加津佐町			
雲仙市	南串山町			
	小浜町			
	千々石町			
	愛野町			
諫早市	森山町			
	諫早市			
	飯盛町			
長崎市	長崎市			
	三和町			
	野母崎町			

3.2 防護に関する施策

「2.4 海岸の現況特性の総括 (1) 海岸の防護に係る現況特性」を踏まえて、海岸の防護に関する以下の施策を講ずる。

〔砂礫浜侵食対策〕

侵食が進行している砂礫浜海岸にあつては、高潮・波浪に対してその海岸が有する防護機能を保持するため潜堤、離岸堤、養浜工等により砂礫浜の保全・回復を図る。

また、海岸侵食の原因の一つとして、土砂の供給と流出の均衡が崩れることが挙げられることもあるので、必要によっては、沿岸漂砂の連続性を勘案し、侵食が進んでいる地域だけではなく、砂の移動する範囲全体において広域的な視点に立ち対策を取るよう図る。

〔高潮・越波対策〕

波浪による施設被害、越波被害が発生する海岸並びに台風襲来に伴う高潮被害が発生する海岸については、堤防、護岸、消波工等の設置を行う。また、必要によっては、潜堤、離岸堤等の施設を適切に配置し、それらの複合機能により海岸を守る面的防護方式を採用する。

なお、防護水準を越える高潮・波浪に対しては、関係機関と連携し、警戒・避難体制整備や場所の周知、情報の提供等のソフト対策により被害の軽減に努める。

〔国土の保全〕

波浪により国土が消失する海岸にあつては、護岸、消波工等の対策を施し、国土の保全を図る。

〔施設の老朽化対策〕

堤防・護岸等施設の老朽化が進んでいる海岸については、施設の機能の維持並びに回復を図る。

〔海岸林の保全対策〕

本沿岸を特徴付ける砂浜背後のクロマツ林は、砂浜、飛砂、塩風等の被害防止機能を有している。白砂青松の海岸風景とともに、松林等の海岸林を保全するために、関係機関との連携を図り、必要に応じて植林等の実施を推進する。

〔新技術の適用〕

これまで直立消波護岸等を適用してきたが、今後も環境・利用面とのバランスを図りながら、防護面に優れた有脚式離岸堤等の新技術の適用に努める。

〔海面上昇・異常海象への対応〕

地球温暖化等に伴う海面上昇や異常潮位等の異常海象については、情報の収集等を進めることとし、十分な注意を払うよう努める。

4. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

4.1 海岸環境の整備及び保全に関する施策

「2.4 海岸の現況特性の総括 (2) 環境の整備と保全に係る現況特性」を踏まえて、海岸環境の整備及び保全に関する以下の施策を講ずる。

〔自然への配慮〕

海岸保全施設等の整備に当たっては、多様な生態系や美しい景観の保全を図り、必要に応じ、生物の生育等に配慮した構造の導入を図る。

特に、貴重種が確認されている海岸の整備にあたっては、専門家等の意見を聴き、十分な注意を払いながら海岸の保全に努める。また、その他の海岸においては、必要に応じ専門家等の意見を聴くものとする。

〔海岸環境保全活動〕

景観を著しく損なう、漂着・放置ゴミの問題に対して、県としては、長崎県長期総合計画、長崎県環境基本計画、海岸漂着物対策推進計画等に基づく対策を推進する。また、海岸管理者としては、地域住民の参加を促し、ボランティア団体等との連携を図りながら海岸環境の保全に努める。

〔植物保護のための車両乗入れ規制〕

当沿岸に分布する砂浜には、希少な海浜性植物が植生している。それらの保護を目的として、必要によっては海岸への車の乗り入れについて適正な規制を行う。

〔海岸風景の保全〕

本沿岸を特徴付ける白砂青松の海岸風景の保全のため、関係機関との連携を図り、必要に応じて植林等の実施を推進する。

〔新技術の適用〕

これまで海岸付近の自然環境を残すための潜堤等を適用してきたが、今後も防護・利用面とのバランスを図りながら、環境面に優れた水産協調型・環境配慮型ブロック等の新技術の適用に努める。

〔環境情報の収集〕

海水浴場、海域、流入河川の水質や沿岸域に生息する動植物種等の海岸環境に関する情報を、関係機関との連携を図り、収集に努める。

〔藻場の保全〕

海洋性生物の生息、生育、産卵の場である藻場の保全を推進するよう「長崎県海の森づくり推進本部」などの関係機関との連携を図り、藻場の保全に努める。

5. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

5.1 海岸における公衆の適正な利用に関する施策

「2.4 海岸の現況特性の総括 (3) 公衆の適正な利用に係る現況特性」を踏まえて、海岸における公衆の適正な利用に関する以下の施策を講ずる。

〔利用者配慮した施設計画〕

多くの人々は海や海岸を利用の場所と考えており、利用者の利便性や地域社会の生活環境の向上に配慮した施設計画を図る。特に、高齢者や障害者等が海辺に近づき、自然とふれあうことの出来る施設のバリアフリー化の推進を含めた、海辺へのアクセスの向上を目指した海岸整備の推進を図る。

〔海岸利用時のマナー向上〕

自然環境への悪影響を及ぼさない海岸利用、マナーの向上等について関連機関との連携を図り、啓発活動を推進する。

〔生物保護のための車両乗入れ規制〕

砂浜に生息・生育する生物の保護を目的として、必要によっては海岸への車の乗り入れについて関係機関との連携を図り適正な規制を行う。

〔地域住民との連携〕

海岸を広く適切に活用し、レジャーやスポーツの振興、自然体験・学習活動の推進、健康の増進及び自然との共生の促進等のため、地域住民との連携を図る。

〔海岸の安全な管理〕

海岸利用の際に事故等が発生しないよう、海岸の安全な管理に努める。

〔新技術の適用〕

これまで緩傾斜護岸等を適用してきたが、今後も防護・環境面とのバランスを図りながら、利用面に優れた近自然型海浜安定化工法等の新技術の適用に努める。

第三章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

1. ブロック毎の特性の明確化と保全の方向性

海岸保全基本方針では、「防護」「環境」「利用」の3つの調和がとれた総合的な海岸の保全を推進することとしている。そこで以下のように、ブロック区分毎に環境面・利用面について評価を行い、海岸の保全を進めるに際して、環境、利用面に配慮しながら必要な防護策は実施していくものとする。

1.1 海岸のブロック区分

橘湾沿岸は海岸線延長が約164kmと長く、区域によってそれぞれ異なった特徴を有することから、表-3.1 および図-3.1 に示すような自然的・社会的特性を考慮し、連続性・一体性のあるブロック区分を設定した。

表-3.1 ブロック分割

ブロック設定条件	内 容
地形	岬と岬に挟まれた湾などの海岸線が連続していたり、海岸の方向や地形的条件が類似した区間
背後地状況	背後地の地形や土地利用、社会条件が類似した区間
海岸形状	浜／磯といった同系統の海岸形状である区間
指定地域等	自然公園等の法的指定のかかった区間

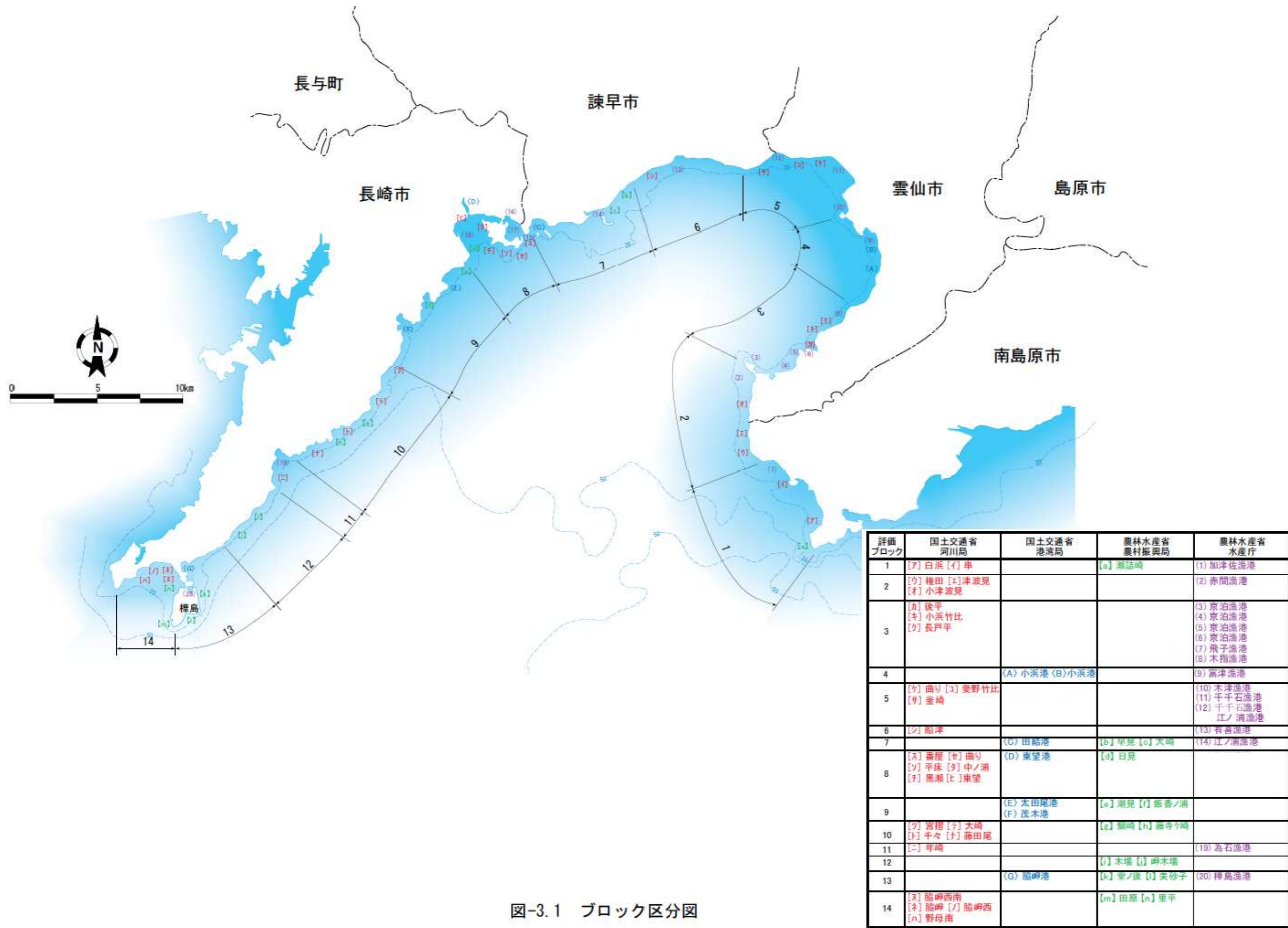


図-3.1 ブロック区分図

1.2 ブロック特性の評価と海岸保全に対する考え方

橋湾沿岸を分割した 14 つのブロックに対して、各ブロックで「海岸環境の整備及び保全」「海岸における公衆の適正な利用」の 2 つの観点のうち、どの特性を有しているのかを整理した。そのための評価指標、評価基準を表-3.2 に示す。なお、評価基準は次の 3 ランクに区分する。

- ◎ : 特に重要な項目
- : 考慮すべき項目
- △ : その他の項目

表-3.2 海岸の評価指標ならびに評価基準

	項目	指標	ランク	評価基準
環境の整備と保全	生態系	貴重な植物 海岸林・鳥獣保護区 貴重な動物	◎	・ 特定植物群落が付近に分布する。 ・ 貴重な植物が多数分布する。 ・ 貴重な動物が多数分布する。
			○	・ 貴重な植物が分布する。 ・ 貴重な動物が分布する。 ・ 周辺が鳥獣保護区に指定され、海岸林・植生等が広く分布する。
			△	・ 貴重な植物が分布しない。 ・ 貴重な動物が分布しない。
	海岸景観	自然景観資源 景観地区指定等	◎	・ 海岸に関連した自然景観資源が存在する。 ・ 周辺が国立公園に指定されている。
			○	・ 周辺が国立公園、県立公園、風致地区に指定されている。
			△	・ 景観資源が特にならない。
公衆の適正な利用	観光・レクリエーション	観光資源 レクリエーション施設 行祭事・イベント	◎	・ 集客力の高い観光資源がある。 ・ 集客力の高いレクリエーション施設がある。 ・ 海水浴場がある。 ・ 海辺で行祭事・イベントが開催されている。
			○	・ 観光資源がある。 ・ レクリエーション施設がある。
			△	・ 観光資源もレクリエーション施設も特にならない。
	漁業	漁港の種類 養殖場等の漁業施設	◎	・ 第2種、第3種、第4種、特定第3種漁港がある。 ・ 養殖場等の漁業施設が沿岸に多数ある。 ・ 大規模な第1種漁港がある。
			○	・ 第1種漁港がある。 ・ 養殖場等の漁業施設が沿岸にある。
			△	・ 漁港や漁業施設がない。
	港湾	港湾の種類	◎	・ 重要港湾がある。 ・ 乗降数・貨物量の多い地方港湾がある。
			○	・ 地方港湾、避難港、公告水域がある。
			△	・ 港湾区域、公告水域がない。
	背後地	市街地の有無 生活利用 教育利用	◎	・ 大規模な市街地が付近にある。 ・ 海岸で教育活動が行われている。 ・ 海岸の広い範囲で日常利用が行われている。
			○	・ 市街地が付近にある。 ・ 海岸で日常利用が行われている。
			△	・ 市街地もなく、利用も特にならない。

上記基準のもと、ブロック毎の特性及び海岸保全に対する考え方を整理し、表-3.3 に示す。

なお、環境の整備と保全に対する総合評価は、生態系と海岸景観の項目のうち、良い方の評価とした。

また、公衆の適正な利用に対する各項目の評価は、各評価の評点を、◎：3点、○：2点、△：1点とし、総合評価については、各評価の合計点数が10～12点を◎、7～9点を○、4～6点を△とし、総評点数により評価した。

表-3.3 ブロック毎の特性一覧表

地区名		1 瀬詰崎、白浜、串、加津佐漁港	2 榑田、津波見、小津波見、赤間漁港	3 後平、小浜竹比、長戸平、京泊漁港、飛子漁港、木指漁港	4 小浜港（小浜、北野）、富津漁港	5 千々石漁港、木津漁港、江ノ浦漁港、曲り、愛野竹比、釜崎	6 有喜漁港、船津		
ブロック区分の根拠		外洋と南西方向に面する海岸で、ほぼ全域に砂浜が存在する。	外洋と西方向に面する岩礁海岸で、ほぼ全延長に国道が存在する。	橘湾と北西方向に面する岩礁海岸で、ほぼ全延長に国道が存在する。	橘湾と西方向に面する海岸で、小浜温泉と市街地が存在する。	橘湾と南西方向に面する断崖の山付海岸で、一部広大な砂浜が存在する。	橘湾と北方向に面する断崖の山付海岸である。		
海岸の現状	海岸の状況	砂浜または礫浜、人工施設	人工施設	人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	人工施設		
	背後地の状況	宅地、農地、道路	宅地、農地、森林、道路	宅地、農地、商業地、森林、道路	宅地、商業地、工業地、森林、道路	宅地、農地、森林	宅地、農地、工業地、その他		
	波浪等による被害	越波・飛沫（瀬詰崎、串、加津佐）、海岸侵食（白浜）	越波・飛沫（榑田、津波見、小津波見、塚ノ山）	越波・飛沫（後平、小浜竹比、長戸平、飛子、木指）	越波・飛沫（小浜港、富津）	越波・飛沫（松原、曲り、愛野竹比）	越波・飛沫（有喜、船津）		
水質	海域のCODの適合状況（平成4～13年度水質測定結果）	基準に適合（加津佐漁港：A類型）、白浜海水浴場（判定：AA）、前浜海水浴場（判定：AA）、野田浜海水浴場（判定：AA）			平成4年度以外は基準に適合（小浜港：A類型）	千々石海水浴場（判定：B）	平成13年度以外は基準に適合（有喜漁港：A類型）		
環境の整備と保全	生態系	貴重な植物：特定植物群落	加津佐野田浜の砂丘群落、加津佐岩戸山上のイヅナ群落、樹叢						
		：重要な植物	コウホウキ、チャボイ		ハマボウフウ				
		海岸林・鳥獣保護区	岩戸山鳥獣保護区、海岸林（早崎、串崎）			海岸林（富津）	海岸林（松原）	海岸林（有喜）	
		貴重な動物：昆虫類	ヨトシロヘリハシロウ、ヒメハマエンマムシ、ハマハツチカメシ、ヤマトクシマクソコガネ、オオサワシラカチビ、ミスギ、ワカメツキ、カタモンハネカシ、ホリヒメシヨウカイモトギ、チビカクマクソコガネ	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		：鳥類	カサギ、ハヤブサ（飛来）	ハヤブサ（飛来）	ミサゴ（飛来）、トモエガモ	カムリウミスズメ、ウミスズメ、トモエガモ	カムリウミスズメ、ハヤブサ（飛来）		
		：両生類・爬虫類等	アカウミガメ、アオウミガメ（回遊）、スナメリ（海遊）	サワラ（来遊）、トラフク（来遊）、マナゴッソ（来遊）、スナメリ（海遊）	トラフク（来遊）、マナゴッソ（来遊）、シロマダラ、スナメリ（海遊）	トラフク（来遊）、スナメリ（海遊）	アカウミガメ、イトミスズメ、トラフク（来遊）、マナゴッソ（来遊）、スナメリ（海遊）	トラフク（来遊）、マナゴッソ（来遊）、スナメリ（海遊）	
海域生態系	藻場	藻場：榑田	藻場：白頭	藻場：小浜、木津	藻場：木津、木津北	藻場：川口、横山、早見、粒瀬東			
海岸景観	自然景観資源	岩戸山（陸けい砂州）、野田浜（日本の白砂青松百選）	◎	◎	△	◎	◎	△	
	景観地区指定等	島原半島県立自然公園、風致地区		島原半島県立自然公園、県立自然公園	島原半島県立自然公園、風致地区	島原半島県立自然公園、風致地区			
	総合評価	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
公衆の適正な利用	観光レク	観光資源			小浜温泉				
		レクリエーション施設	白浜海水浴場、前浜海水浴場、野田浜海水浴場、イルカウォッチング	◎	△	◎	◎	◎	
		行祭事・イベント			夏祭り（飛子）	小浜温泉湯祭り、秋祭り（富津）	温泉神社大祭（松原）	恵比寿祭、諫早みなと祭（有喜）	
	漁業	漁港の種類	久木山：第一種漁港、加津佐：第一種漁港、加津佐（串崎）：第一種漁港	◎	◎	◎	◎	◎	
		養殖場等の漁業施設	あこや		フリ	フリ	フリ		
	港湾	港湾の種類	△	△	△	△	△	△	
背後地	市街地の有無	加津佐		京泊	小浜	千々石	有喜		
	生活利用	◎	△	◎	◎	◎	◎		
	教育利用					砂の造形、自然観察（松原）	諫早海洋少年団、遠足（有喜）		
総評点数／総合評価		8点	◎	5点	△	9点	◎	10点	◎
海岸の保全に関する考え方		貴重な動植物等や国立公園等の環境面と、海水浴場等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等や国立公園等の環境面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等の環境面と、漁港等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等や国立公園等の環境面と、イベントや日常生活等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等や国立公園等の環境面と、教育等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等の環境面と、イベントや教育等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。		

貴重な動植物については、ながさきの希少な野生動植物-RED DATA BOOK 2001-より抽出

表-3.3 ブロック毎の特性一覧表

地区名		7 田結港、早見、大崎、江ノ浦漁港	8 番屋、江ノ浦漁港、中ノ浦、曲り、平床、黒瀬、戸石漁港、東望港、網場漁港、日見、東望	9 潮見、太田尾港、飯香ノ浦、茂木港	10 宮摺、大崎、鯛崎、千々、藤寺ヶ崎、藤田尾	11 為石漁港、年崎	12 木場、岬木場				
ブロック区分の根拠		橘湾と南東方向に面する山付海岸である。	橘湾と南東方向に面する小湾で、市街地が存在する。橘湾に浮かぶ島（牧島）である。	橘湾と南東方向に面する山付海岸で、谷間の低平地部に砂浜が存在する。	橘湾と南東方向に面する山付海岸である。	橘湾と南東方向に面する岩礁海岸で、市街地が存在する。	橘湾と南東方向に面する山付海岸である。				
海岸の現況	海岸の状況	砂浜または礫浜、干潟、岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	岩礁、人工施設	砂浜または礫浜	砂浜または礫浜、人工施設	人工施設				
	背後地の状況	宅地、農地	宅地、農地、森林	宅地、農地、商業地、道路	宅地、農地、商業地、森林、道路	宅地、農地、商業地、森林、道路	宅地、農地、森林、道路				
	波浪等による被害	越波・飛沫（田結港、早見、大崎、下釜）、海岸侵食（田結港）	越波・飛沫（戸石、牧島、かき道）	越波・飛沫（太田尾港）	越波・飛沫（大崎、千々）、海岸侵食（藤田尾）	海岸侵食（年崎）	越波・飛沫（木場）				
	水質	海域のCODの適合状況（平成4～13年度水質測定結果）	基準に適合（八郎川地先：A類型、湾中央：A類型）	基準に適合（茂木港：A類型）	宮摺海水浴場（判定：AA）	平成6年度以外は基準に適合（為石漁港：A類型）、川原海水浴場（判定：A）					
環境の整備と保全	生態系	貴重な植物：特定植物群落				川原大池のハマヅメ群落					
		：重要な植物	ハマボウ	ハマヅメ		ハマヅメ、オカク、テツホシタ、ナミキリ	ナミキリ				
		海岸林・鳥獣保護区	海岸林（下釜）	海岸林（池下、中の浦、曲り、平床、黒瀬）		海岸林（宮摺、大崎、鯛崎、千々、藤寺ヶ崎、藤田尾）	海岸林（為石、年崎）	海岸林（岬木場）			
		貴重な動物：昆虫類		◎ ヤマトシクソコガネ	◎ ヤマトシクソコガネ ヒビカクマクソコガネ	○ ヤマトシクソコガネ	○ タイワツバメシジミ	◎			
		：鳥類	ハマヅメ（飛来）	クロサギ、カンムリカイツブリ、トモエガモ	トモエガモ	トモエガモ	クロサギ、トモエガモ	トモエガモ			
	：両生類・爬虫類等	サワガ（来遊）、トラフグ（来遊）、マナヅツ（来遊）			ニシヤモリ	ヤマトヌマエビ					
海域生態系：藻場	藻場：前ノ島東、向島南、田平	藻場：曲、谷水南	藻場：潮見、枇杷崎	藻場：宮摺、黒瀬、千々西、一ツ岳崎	藻場：メボン崎、年崎						
海岸景観	自然景観資源		△	○	○	○	△				
	景観地区指定等		野母崎半島県立公園、風致地区	野母崎半島県立公園、風致地区	野母崎半島県立公園		野母崎半島県立公園				
総合評価			◎	◎	○	○	◎				
公衆の適正な利用	観光レク	観光資源									
		レクリエーション施設		◎ 長崎ペンギン水族館、橘湾海浜公園	◎	◎ 宮摺海水浴場、千々海水浴場	◎ 川原海水浴場	◎			
	行祭事・イベント	田結浮立（田結） ペーロン大会（江ノ浦）	ペーロン大会（池下、牧島、網場）	船祝い	サンドアートフェスティバル	祇園祭、ペーロン大会（為石）					
	漁業	漁港の種類	江ノ浦：第一種漁港	○ 江ノ浦：第一種漁港、網場：第一種漁港、戸石：第一種漁港、戸石（戸ヶ瀬）：第一種漁港	◎	△	△ 為石：第一種漁港	○			
		養殖場等の漁業施設	マダイ	地先型増殖場、種苗生産施設			ワカメ				
	港湾	港湾の種類	田結港（地方港湾）	○ 東望港	○ 太田尾港（地方港湾）、茂木港（地方港湾）	○	△	△			
	背後地	市街地の有無	江の浦	戸石、網場	茂木		為石				
生活利用		日常生活利用（大門）	◎ 日常生活利用（網場）	◎	◎	◎	△				
教育利用		総合学習（大門）				放流体験（為石）					
総評点数／総合評価		10点	◎	11点	◎	9点	△	9点	○	4点	△
海岸の保全に関する考え方		貴重な動植物等の環境面と、イベントや教育等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等の環境面と、イベントや教育等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等の環境面と、港湾等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等の環境面と、海水浴場等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等の環境面と、海水浴場や教育等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等の環境面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。				

貴重な動植物については、ながさきの希少な野生動植物-RED DATA BOOK 2001-より抽出

表-3.3 ブロック毎の特性一覧表

地区名		13 脇岬港、樺島漁港、堂ノ後、美砂子	14 田原、里平、脇岬西南、脇岬、脇岬西、野母南、畦津		
ブロック区分の根拠		橋湾と南東方向に面する山付海岸で、市街地が存在する。橋湾に浮かぶ島（樺島）である。	外洋に面する小湾で、ポケットビーチとその背後に市街地が存在する。		
海岸の現況	海岸の状況	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、人工施設		
	背後地の状況	宅地、農地、商業地、森林、道路	宅地、商業地、森林、道路		
	波浪等による被害	海岸侵食（美砂子）	越波・飛沫（脇岬西南、野母南）		
	水質 海域のCODの適合状況 （平成4～13年度水質測定結果）	基準に適合（脇岬港：A類型）	脇岬海水浴場（判定：AA）		
環境の整備と保全	生態系	貴重な植物：特定植物群落	脇岬弁天山樹叢	◎	
		：重要な植物	ハマビシ		
		海岸林・鳥獣保護区	海岸林（堂ノ後）		海岸林 （田原、里平、脇岬西南、脇岬、脇岬西、野母南）
		貴重な動物：昆虫類	ホトメシ、ヨウカイモドキ		◎
		：鳥類	カンムリカイツブリ、ヒメウ		カンムリカイツブリ、クロサギ、オオム
		：両生類・爬虫類等	アカミカメ		アカミカメ、アオミカメ(回遊)
海域生態系：藻場	藻場：平瀬、一ツ瀬	藻場：樺島西、里平瀬、樺島北、祇園山南、里、大立神			
海岸景観	自然景観資源	脇岬（陸けい砂州）、樺島	脇岬、権現れ（陸けい砂州）、樺島、脇岬北東海岸（ビーチロック）、脇岬海水浴場（日本の水浴場88選）	◎	
	景観地区指定等	野母崎半島県立公園	野母崎半島県立公園	◎	
	総合評価			◎	
公衆の適正な利用	観光レク	観光資源	ビーチロック	◎	
		レクリエーション施設	樺島灯台公園、マリンランド		脇岬海水浴場
		行祭事・イベント	ペーロン大会（樺島）		ペーロン大会（野母）、野母浦祭り
	漁業	漁港の種類	樺島：第二種漁港	◎	○
		養殖場等の漁業施設		地先型増殖場	
	港湾	港湾の種類	脇岬港（地方港湾）	○	△
	背後地	市街地の有無	脇岬、樺島	◎	○
		生活利用			
		教育利用			
	総評点数／総合評価		10点	◎	8点
海岸の保全に関する考え方		貴重な動植物等や海岸景勝地等の環境面と、漁港等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動物等や海岸景勝地等の環境面と、海水浴場等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。		

貴重な動植物については、ながさきの希少な野生動植物-RED DATA BOOK 2001-より抽出

2. 海岸保全施設を整備しようとする区域

海岸保全施設を整備しようとする区域は、図-3.2、区域一覧は、表-3.4に示すとおりとする。

整備しようとする区域の選定にあたっては、

- ・現在まで海岸保全施設が整備されていない区間において、防災施設の新設が望まれる海岸
- ・既に海岸保全施設が整備されている海岸において、高潮や侵食等の被害が発生したり、海岸保全施設の老朽化が進行している海岸
- ・海岸環境の整備及び保全や海岸における公衆の適正な利用のための整備が要請されている海岸

等のうち整備の必要性・重要性を勘案して選定し、新設、改良に関する工事を施工しようとする区域とする。

3. 海岸保全施設の種類、規模及び配置

海岸保全施設の種類、規模を表-3.4に、配置を図-3.2に示す。

4. 海岸保全施設による受益の地域及びその現況

受益を受ける地域とその状況を表-3.4に示す。

5. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

海岸保全施設の維持又は修繕の方法については、定期的な巡視または点検を行い施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、変状が認められたときは、適切な維持・修繕等の措置を講じ、施設の機能を維持する。

また、今後、急速に施設の老朽化が進行することが見込まれていることから、長寿命化計画を策定し、施設を良好な状態に保つよう、施設の維持及び修繕を計画的に実施していく。

なお、これらを実施する区間、施設の種類、規模、配置を表2.1、表2.2に示す。

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	南島原市	長崎県 (水国局)	早崎海岸 白浜地区 (南島原市口之津町地先)	護岸	◎	1195m	+5.0	191m	+4.58	南島原市口 之津町の一部	宅地 農地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
2	南島原市	長崎県 (水国局)	串浜海岸 串地区 (南島原市加津佐町地先)	護岸	○※	565m	+5.5	—	—	南島原市加 津佐町の一部	道路	
3	南島原市	長崎県 (水国局)	津波見海岸 権田地区 (南島原市加津佐町地先)	護岸	○※	1613m	+5.5	—	—	南島原市加 津佐町の一部	道路	
4	南島原市	長崎県 (水国局)	津波見海岸 津波見地区 (南島原市加津佐町地先)	護岸	○※	1055m	+5.5	—	—	南島原市加 津佐町の一部	道路	
5	雲仙市	長崎県 (水国局)	京泊海岸 小津波見地区 (雲仙市南串山町地先)	護岸	○※	1995m	+5.5	—	—	雲仙市南串 山町の一部	道路	
6	雲仙市	長崎県 (水国局)	荒牧海岸 後平地区 (雲仙市南串山町地先)	護岸	○※	738m	+5.5	—	—	雲仙市南串 山町の一部	道路	
7	雲仙市	長崎県 (水国局)	飛千海岸 小浜竹比地区 (雲仙市小浜町地先)	護岸	○※	1997m	+4.5	—	—	雲仙市小浜 町の一部	道路	
8	雲仙市	長崎県 (水国局)	金浜海岸 長戸平地区 (雲仙市小浜町地先)	護岸	○※	1997m	+4.5	—	—	雲仙市小浜 町の一部	宅地 道路	
9	雲仙市	長崎県 (水国局)	塩屋海岸 曲り地区 (雲仙市千々石町地先)	護岸	○※	1120m	+5.5	—	—	雲仙市千々 石町の一部	道路	

※老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
10	雲仙市	長崎県 (水国局)	愛津海岸 愛野竹比地区 (雲仙市小浜町地先)	護岸	○※	2216m	+5.5	—	—	雲仙市愛野町の一部	道路	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
11	諫早市	長崎県 (水国局)	唐比海岸 釜崎地区 (諫早市森山町釜崎地先)	護岸		274.3m	+6.5	—	—	諫早市森山町の一部	宅地 道路	
12	諫早市	長崎県 (水国局)	早見海岸 船津地区 (諫早市早見町船津地先)	護岸	○※	976m	+6.5	976m	+6.5	諫早市早見町の一部	宅地 道路	
				突堤		104m		—	—			
13	諫早市	長崎県 (水国局)	池下海岸 番屋地区 (諫早市飯盛町番屋地先)	護岸		196m	+6.5	—	—	諫早市飯盛町の一部	宅地 道路	
				突堤		2基(60m)		—	—			
14	長崎市	長崎県 (水国局)	牧島海岸 曲り地区 (長崎市牧島町地先)	護岸		157m		—	—	長崎市牧島町の一部	農地	
				突堤		66m		—	—			
15	長崎市	長崎県 (水国局)	牧島海岸 平床海岸 (長崎市牧島町地先)	護岸		167m		—	—	長崎市牧島町の一部	農地	
16	長崎市	長崎県 (水国局)	牧島海岸 中の浦地区 (長崎市牧島町地先)	護岸	○※	1,000m		1,000m	—	長崎市牧島町の一部	農地	
17	長崎市	長崎市 (水国局)	東望海岸 東望地区 (長崎市田中町地先)	消波工	○	1,394m	+4.6	630m	+4.6	長崎市田中町の一部	宅地 道路	
18	長崎市	長崎県 (水国局)	宮摺海岸 宮摺地区 (長崎市宮摺町地先)	護岸	○※	485m		485m	—	長崎市宮摺町の一部	農地	
19	長崎市	長崎県 (水国局)	大崎海岸 大崎地区 (長崎市大崎町地先)	護岸	○※	597m		597m	—	長崎市大崎町の一部	宅地	
				離岸堤		1基 70m		—	—			
				突堤		1基 43m		—	—			

※老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
20	長崎市	長崎県 (水国局)	千々海岸 千々地区 (長崎市千々町地先)	護岸		925m		—	—	長崎市千々 町の一部	宅地 道路	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				離岸堤		2基 120m	—	—	—			
21	長崎市	長崎県 (水国局)	藤田尾海岸 藤田尾地区 (長崎市三和町地先)	護岸		65m		—	—	長崎市三和 町の一部	農地	
22	長崎市	長崎県 (水国局)	川原海岸 年崎地区 (長崎市川原町地先)	護岸		616m	+6.6	—	—	長崎市川原 町の一部	宅地 道路	
				護岸	○	150m	+6.6	150m	+6.6			
				離岸堤	○※	3基 270m	—	3基 270m	—			
				離岸堤	◎	—	—	1基 50m	—			
23	長崎市	長崎県 (水国局)	川原海岸 年崎(イ)地区 (長崎市川原町地先)	護岸	○※	595m	—	595m	—	長崎市川原 町の一部	宅地 道路	
				離岸堤	○※	3基 330m	—	3基 330m	—			
				突堤		2基 129m	—	—	—			
24	長崎市	長崎県 (水国局)	脇岬海岸 脇岬西南地区 (長崎市野母崎町地先)	護岸		580m	+7.0~7.6	—	—	長崎市野母 崎町の一部	宅地	
25	長崎市	長崎県 (水国局)	脇岬海岸 脇岬地区 (長崎市野母崎町地先)	護岸		585m		—	—	長崎市野母 崎町の一部	宅地 農地	
26	長崎市	長崎県 (水国局)	脇岬海岸 脇岬西地区 (長崎市野母崎町地先)	護岸		990m		—	—	長崎市野母 崎町の一部	道路	
27	長崎市	長崎県 (水国局)	野母海岸 野母南地区 (長崎市野母崎町地先)	護岸		864m		—	—	長与町野母 崎町の一部	農地	

※老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	雲仙市	長崎県 (港湾局)	小浜港海岸 小浜地区 (雲仙市小浜町地先)	護岸	○※	1723m	+5.79	100m	+5.79	雲仙市小浜町の一部	宅地 道路	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
2	雲仙市	長崎県 (港湾局)	小浜港海岸 北野地区 (雲仙市小浜町地先)	護岸	○※	1330m	+5.09	—	—	雲仙市小浜町の一部	宅地 農地	
3	諫早市	長崎県 (港湾局)	田結港海岸 田結地区 (諫早市飯盛町田結地先)	護岸	○※	2,106.9m	+7.0~9.0	2106.9m	+7.0~9.0	諫早市飯盛町の一部	宅地 農地 道路	
				離岸堤		340m						
				突堤		317.9m						
				養浜		37,000m ²						
4	諫早市	長崎県 (港湾局)	田結港海岸 田平地区 (諫早市諫早町田平地先)	護岸		172m				諫早市飯盛町の一部	宅地 道路	
5	長崎市	長崎県 (港湾局)	東望港海岸 東望地区 (長崎市かき道地先)	護岸		258m	+5.8	—	—	長崎市かき道の一部	宅地 道路	
				護岸	○	160m	+5.25	160m	+5.8	長崎市かき道の一部		
				突堤		3基 140m	—	—	—	—		
6	長崎市	長崎県 (港湾局)	太田尾港海岸 太田尾地区 (長崎市太田尾町地先)	護岸		895m	+6.0	—	—	長崎市太田尾町の一部	宅地 農地 道路	
7	長崎市	長崎県 (港湾局)	茂木港海岸 茂木地区 (長崎市茂木町地先)	護岸		737m	不明	—	—	長崎市茂木町の一部	農地 道路 宅地	
8	長崎市	長崎県 (港湾局)	脇岬港海岸 脇岬地区 (長崎市野母崎町地先)	護岸		475m	+5.8	—	—	長崎市野母崎町の一部	宅地 道路	

※老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	南島原市	長崎県 (農村振興局)	早崎海岸 瀬詰崎地区 (南島原市口之津町大字早 崎名字大屋敷乙3375～字 鼻崎乙291)	護岸		2415m	5.4	—	—	南島原市口 之津町の一部	農地 森林	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状につ いて、定期的に点検・評価を実施 し、変状の発生位置や劣化の進行 段階に応じて長寿命化を図るなど、 適切な維持・修繕に努め、施設の 機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤 体ブロックの移動・散乱・沈下等 について、定期的に点検・評価を実施 し、必要に応じてブロックの補充等 による適切な維持・修繕に努め、施 設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の 経年変化や劣化、損傷を調査する とともに、必要に応じて長寿命化を 図るなど、適切な維持・修繕に努 め、施設の機能を確保する。
				突堤		2基 116m	—	—	—	—	—	
2	諫早市	長崎県 (農村振興局)	諫早海岸 有喜地区 (早見町字柳砂1692～ 1899-2)	護岸		179m	—	—	—	諫早市早見 町の一部	農地	
3	諫早市	長崎県 (農村振興局)	飯盛海岸 後田地区 (諫早市飯盛町後田名字疔 神2548-1～字大崎1)	護岸		1048m	—	—	—	諫早市早見 町の一部	農地	
4	長崎市	長崎県 (農村振興局)	長崎海岸 網場小崎地区 (長崎市網場町194-2～春 日町533-2)	護岸		654m	—	—	—	長崎市網場 町の一部	農地	
5	長崎市	長崎県 (農村振興局)	長崎海岸 潮見地区 (長崎市潮見町字568-1～ 1067-5)	護岸		216m	—	—	—	長崎市潮見 町の一部	農地	
6	長崎市	長崎県 (農村振興局)	茂木海岸 飯香ノ浦地区 (長崎市飯香ノ浦町2972-イ ～5024-ロ)	護岸		501m	—	—	—	長崎市飯香ノ 浦町の一部	農地	
7	長崎市	長崎県 (農村振興局)	長崎海岸 大崎地区 (長崎市大崎町975～千々 町104)	護岸		182.2m	—	—	—	長崎市大崎 町の一部	農地	
8	長崎市	長崎県 (農村振興局)	長崎海岸 千々地区 (長崎市千々町1116～千々 町1186)	護岸		98.3m	—	—	—	長崎市千々 町の一部	農地	

※老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
9	長崎市	長崎県 (農村振興局)	三和海岸 宮崎地区 (長崎市宮崎町1289-1～ 1840)	護岸		627m	—	—	—	長崎市三和 町の一部	農地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
10	長崎市	長崎県 (農村振興局)	野母崎海岸 脇岬地区 (長崎市脇岬町704-2～ 731-2)	護岸		190m	—	—	—	長崎市野母 崎町の一部	農地	
11	長崎市	長崎県 (農村振興局)	野母崎海岸 榑島地区 (長崎市野母崎榑島町20～ 84)	護岸		237m	—	—	—	長崎市野母 崎町の一部	農地	
12	長崎市	長崎県 (農村振興局)	野母崎海岸 榑島地区 (長崎市野母崎榑島町686 ～792-1)	消波工		68.7m	—	—	—	長崎市野母 崎町の一部	農地	
13	長崎市	長崎県 (農村振興局)	野母崎海岸 榑島地区 (長崎市野母崎榑島町816 ～792-1)	護岸		84.9m	—	—	—	長崎市野母 崎町の一部	農地	
14	長崎市	長崎県 (農村振興局)	野母崎海岸 榑島地区 (長崎市野母崎榑島町1962 ～1385)	護岸		134m	—	—	—	長崎市野母 崎町の一部	農地	

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	南島原市	長崎県 (水産庁)	加津佐漁港海岸 加津佐地区 (南島原市加津佐町地先)	—		—	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
2	南島原市	長崎県 (水産庁)	加津佐漁港海岸 海岸串崎地区 (南島原市加津佐町地先)	—		—	—	—	—	—	—	
3	雲仙市	雲仙市 (水産庁)	赤間漁港海岸 塚ノ山地区 (雲仙市南串山町塚ノ山地先)	護岸		630m	+7.86	—	—	雲仙市南串山町の一部	宅地 農地 道路	
				離岸堤	◎	—	—	3基 210m	+5.06	—	—	
4	雲仙市	雲仙市 (水産庁)	京泊(南串山)漁港海岸 国崎地区 (雲仙市南串山町国崎地先)	—		—	—	—	—	—	農地	
5	雲仙市	雲仙市 (水産庁)	京泊(南串山)漁港海岸 倉越地区 (雲仙市南串山町倉越地先)	護岸	○	490m	+3.66	490m	+3.66	雲仙市南串山町の一部	宅地 農地	
6	雲仙市	雲仙市 (水産庁)	京泊(南串山)漁港海岸 白頭(A)地区 (雲仙市南串山町白頭地先)	護岸		263m	+7.26	—	—	雲仙市南串山町の一部	宅地 農地	
7	雲仙市	雲仙市 (水産庁)	京泊(南串山)漁港海岸 白頭(B)地区 (雲仙市南串山町白頭地先)	護岸		220m	+5.36	—	—	雲仙市南串山町の一部	宅地 道路 農地	

※老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
8	雲仙市	雲仙市 (水産庁)	飛子漁港海岸 飛子地区 (雲仙市小浜町飛子地先)	護岸		376.2m	+5.66	—	—	雲仙市小浜町の一部	宅地 道路	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
9	雲仙市	雲仙市 (水産庁)	木指漁港海岸 木指地区 (雲仙市小浜町木指地先)	護岸		1,733.5m	+5.66	—	—	雲仙市小浜町の一部	宅地 道路	
10	雲仙市	雲仙市 (水産庁)	富津漁港海岸 富津地区 (雲仙市小浜町富津地先)	護岸	○	364.5m	+6.56	364.5m	+6.56	雲仙市小浜町の一部	宅地 道路	
11	雲仙市	雲仙市 (水産庁)	木津漁港海岸 木津地区 (雲仙市小浜町木津地先)	護岸		41m	+3.46	—	—	雲仙市小浜町の一部	宅地 道路	
12	雲仙市	雲仙市 (水産庁)	千千石漁港海岸 松原地区 (雲仙市千々石町松原地先)	護岸		1,601.6m	+7.36	—	—	雲仙市千々石町の一部	宅地 道路 農地	
				突堤		1基 50m	+2.36	—	—	—		
				離岸堤	◎	—	—	10基 1,600m	+6.06	—		
13	雲仙市	雲仙市 (水産庁)	千千石漁港海岸 唐比地区 (雲仙市愛野町唐比地先)	護岸		364m	+7.46	—	—	雲仙市愛野町の一部	宅地 道路	
14	諫早市	諫早市 (水産庁)	江ノ浦漁港海岸 唐比地区 (諫早市森山町唐比西地先)	護岸	○	450.2m	+8.38	256.0m	+8.9	諫早市森山町唐比西の一部	宅地	

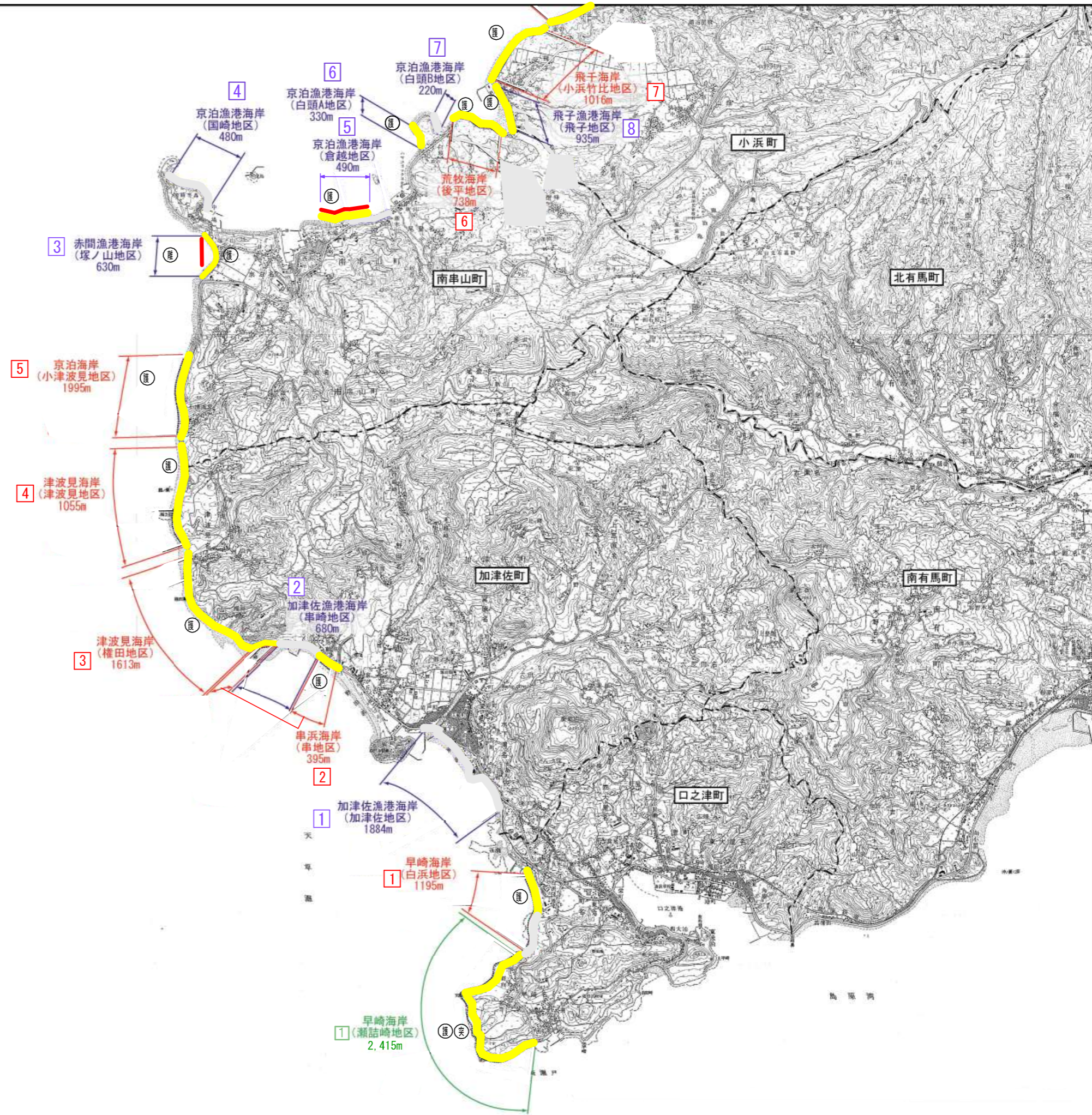
※老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
15	諫早市	長崎県 (水産庁)	有喜漁港海岸 有喜地区 (諫早市有喜町地先)	護岸		289.5m	+7.0~8.0	—	—	諫早市有喜町の一部	宅地 道路	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				突堤		345m		—	—	—		
16	諫早市	諫早市 (水産庁)	江ノ浦漁港海岸 下釜地区 (諫早市飯盛町下釜地先)	護岸		277.0m	+9.6	—	—	諫早市飯盛町下釜の一部	宅地	
17	諫早市	諫早市 (水産庁)	江ノ浦漁港海岸 池下地区 (諫早市飯盛町池下地先)	護岸		47.2m	+5.4	—	—	諫早市飯盛町池下の一部	宅地 農地	
18	長崎市	長崎市 (水産庁)	戸石漁港海岸 牧島地区 (長崎市牧島町地先)	護岸	○	2938m	+3.9~6.0	260.0m	+6.0	長崎市牧島町の一部	宅地	
19	長崎市	長崎市 (水産庁)	戸石漁港海岸 戸石地区 (長崎市戸石町地先)	護岸		462m	+4.3~5.5	—	—	長崎市戸石町の一部	宅地	
20	長崎市	長崎市 (水産庁)	網場漁港海岸 網場地区 (長崎市網場町地先)	護岸		717m	+5.5~7.0	—	—	長崎市網場町の一部	宅地	
21	長崎市	長崎市 (水産庁)	為石漁港海岸 為石地区 (長崎市為石町地先)	護岸		1218m	+3.9~7.0	—	—	長崎市為石町の一部	宅地	
				離岸堤	◎	89m	+4.5	150.0m	+6.3m	長崎市為石町の一部	宅地	
22	長崎市	長崎県 (水産庁)	樺島漁港海岸 樺島地区 (長崎市野母崎樺島町地先)	護岸	○※	373m	+4.70	—	—	長崎市野母崎樺島町の一部	住宅地 道路	
23	長崎市	長崎県 (水産庁)	野母漁港海岸 睦津地区 (長崎市野母町地先)	—		—	—	—	—	—	—	

※老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

凡 例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩衝帯埋立を含む）
	護岸（緩衝帯埋立を含む）
	防壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	防岸堤
	護堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	防波・津波防波堤
	砂浜（海岸防護効果が認められるものに限る）
	植林（海岸防護効果が認められるものに限る）
	水門（樋門、陸門、閘門、排水機場を含む）
	新設又は改良による防護性の地域（想定浸水区域・想定浸水区域）
	既存施設の受益の地域（防護面積）



凡 例	
	旧市町村界
	国土交通省水管理・国土保全局所管
	国土交通省港湾局所管
	農林水産省農村振興局所管
	農林水産省水産庁所管
例 ○○海岸	海岸名（中分類）
(△△地区)	地区海岸名（小分類）
××m	海岸保全区域延長

図—3.2 海岸保全区域の指定状況（橘湾沿岸）（1）

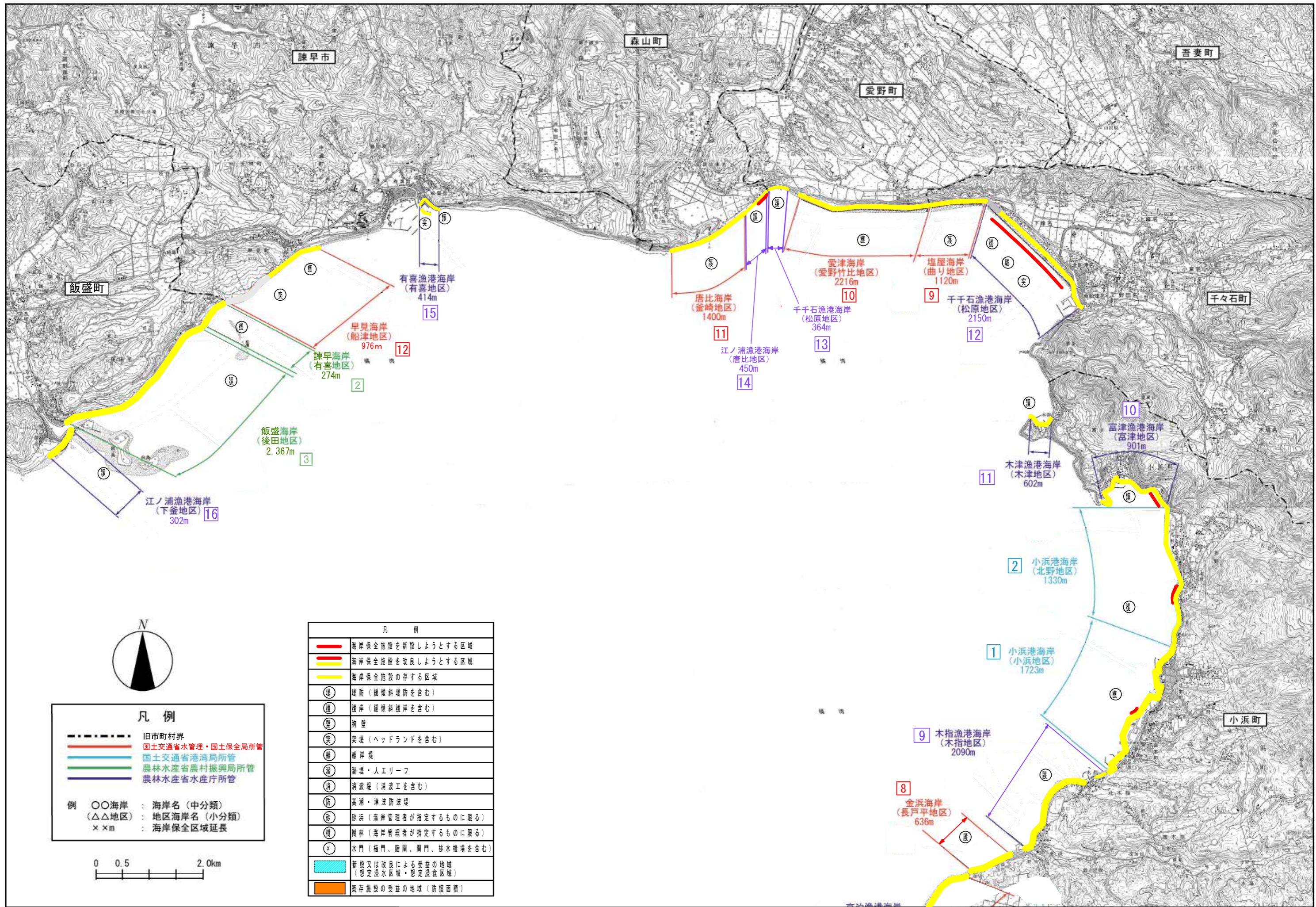
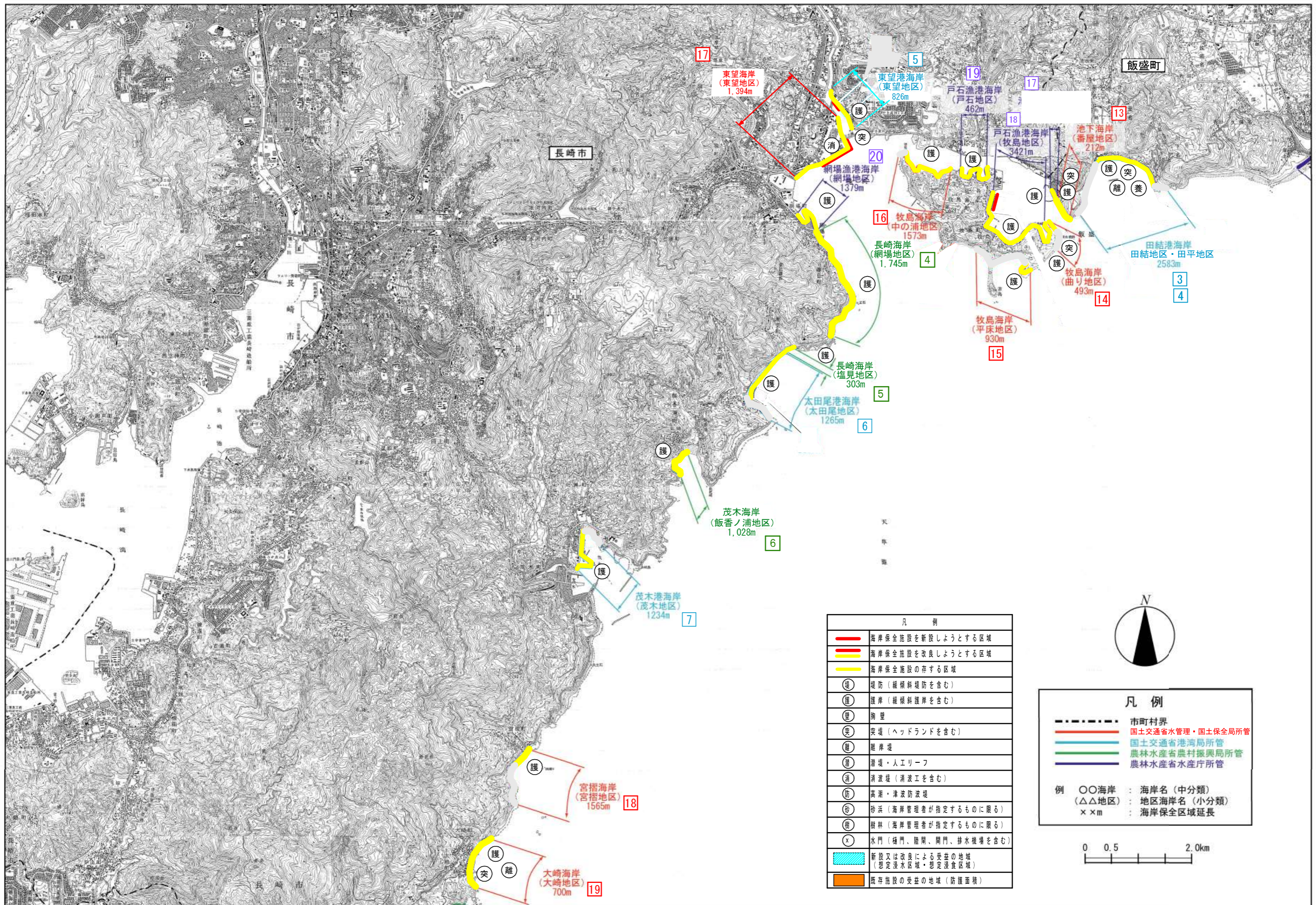


図-3.2 海岸保全区域の指定状況（橘湾沿岸）（2）



図一3.2 海岸保全区域の指定状況（橘湾沿岸）（3）

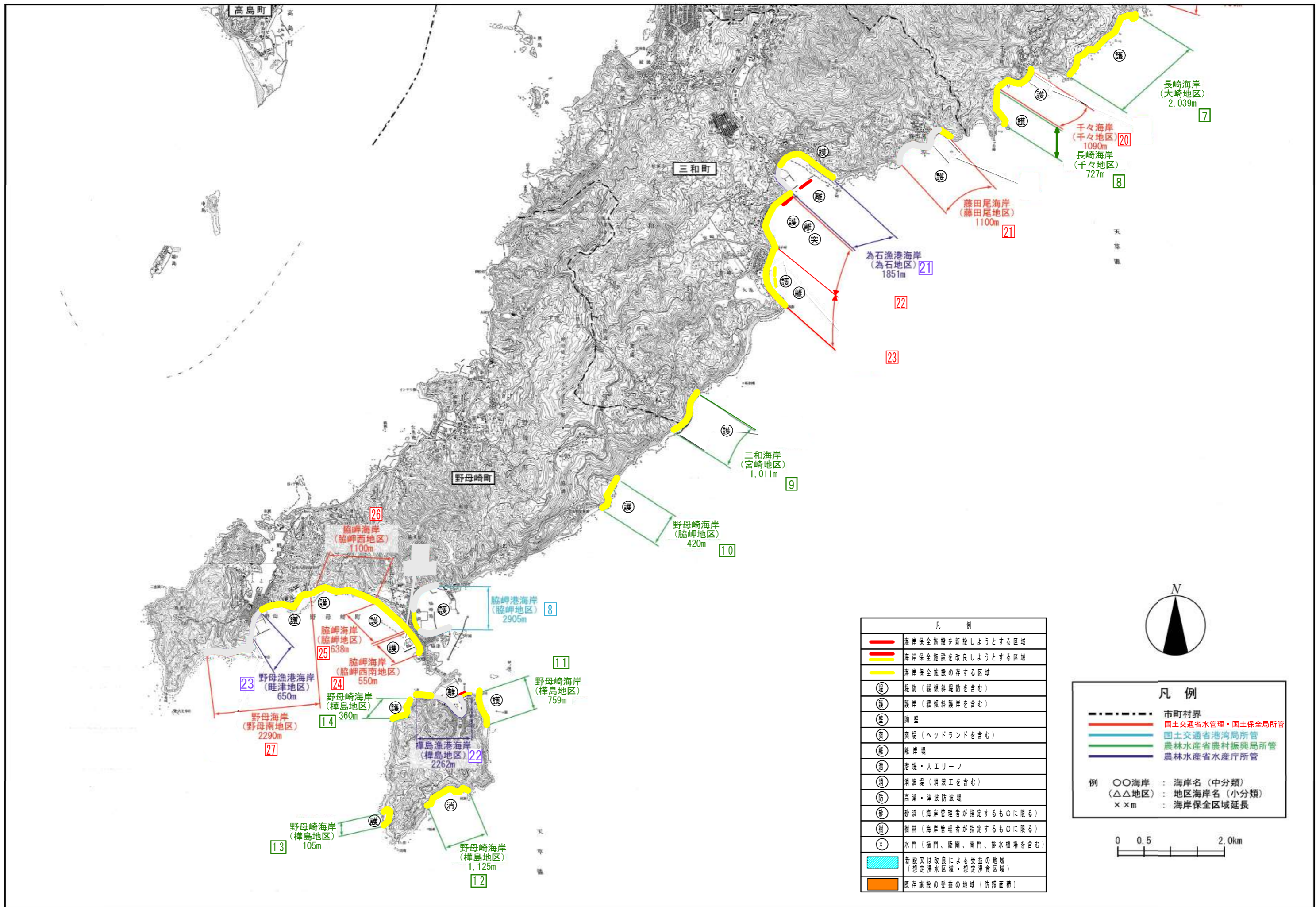


図-3.2 海岸保全区域の指定状況 (橘湾沿岸) (4)

第IV章 海岸保全に関するその他の重要事項

1. 関連計画との整合性の確保

国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、地域計画など関連する計画との整合性を確保する。

橘湾沿岸は総延長 164km、隣接する関係市町は4市に及び、本計画策定区域に関する「国土の利用、開発、保全」、「環境保全」、「地域開発」等に関する様々な法律・計画が策定されている。

本海岸保全基本計画は、下記の法律・計画との整合性を図るものとした。

イ. 関連する諸法

- ・ 海岸整備に関連する諸法

海岸法、港湾法、漁港漁場整備法、森林法、道路法、公有水面埋立法、河川法
砂防法、社会資本整備重点化法等

- ・ 環境保全に関する諸法

自然公園法、自然環境保全法、鳥獣保護および狩猟に関する法律、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律、文化財保護法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、環境基本法、水質汚濁防止法等

ロ. 関連する諸計画

- ・ 社会資本の長期計画（社会資本整備重点計画、漁港漁場整備長期計画、港湾計画、河川整備計画）
- ・ 防災計画
- ・ 地域計画（長崎県総合計画、関連市町総合計画等）
- ・ 長崎県環境基本計画、市町環境基本計画

2. 関係行政機関との連携調整

本海岸保全基本計画策定ならびに海岸保全の促進に際しては、海岸管理者を含む下記の行政機関との連携と調整を図る。

イ. 沿岸に隣接する市町（諫早市、長崎市、雲仙市、南島原市）

ロ. 長崎県（水産部漁港漁場課、農林部農村整備課、土木部港湾課・河川課等）

3. 地域住民の参画と情報公開

計画の策定段階で必要に応じて開催される公聴会などだけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得る。

また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について必要に応じ示すなど、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関

する情報を広く公開する。

イ. 地域住民の意向を計画へ反映させる施策

- ・ 対象市町村の住民、行政担当者のアンケート調査
- ・ 公聴会の実施 等

ロ. 情報公開

- ・ ホームページの開設
- ・ パンフレットの配布 等

ハ. 行政と地域住民やNPOとの連携を図るシステムづくりの推進

4. 調査研究の推進

沿岸域は貴重な生物の生息する環境を保全・創出するために、海岸管理者、研究者などによる地形、気象、海象、生物、海岸での活動など、基礎的な情報を学術的、体系的に収集・整理すると共にその成果を広く提供し、今後の施策形成や技術開発に役立てるものとする。

5. 計画の見直し

本計画策定後において、地域の状況変化や社会経済情勢の変化に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容について、適宜見直しを行うものとする。